

チャイナタックスアラート

(中国税務速報)

第15回 2023年9月



個人所得稅特惠政策による経済成長の推進——3つの優遇政策の継続実施、3つの特別追加控除基準の引き上げ

概要：

- 財政部、国家稅務總局は近日、「上場企業の株式インセンティブに関する個人所得稅政策の継続実施に関する公告」(2023年25号公告)、「外国籍個人の手当に関する個人所得稅政策の継続実施に関する公告」(2023年29号公告)及び「年次賞与の個人所得稅政策の継続実施に関する公告」(2023年30号公告)を共同で公布し、3つの個人所得稅優遇政策の適用期限を2027年12月31日まで延長すると規定した。続けて、國務院は「個人所得稅に係る特別追加控除基準の引き上げに関する通知」(国發2023年13号)を公布し、3つの特別追加控除基準を引き上げた。
- 上述の個人所得稅特惠政策は、納稅者の報酬・福利厚生の構成及び異なる段階における実際の生活負担を十分に考慮し、給与所得者の全体的な税負担を適切に軽減し、税負担の軽減、経済の推進及び国民生活への恩恵を実現するための税制政策の決意を反映した。

注目要点

3つの個人所得稅優遇政策の継続実施

今回の個人所得稅優遇政策の継続実施に関する規定の概要は下記のとおりである。

所得の性質	関連稅務処理	有効期限
1、上場企業の株式インセンティブ所得	<ul style="list-style-type: none">居住者個人が取得した関連規定に適合する株式インセンティブ所得を当期総合所得に合算せずに、総合所得税率表を適用して全額を個別に計算・納付することができる。同一課税年度において複数回株式インセンティブを取得	2027年12月31日 (以前：2023年12月31日)

	した場合、その合計額で上述の方法に基づき計算・納付する。	
2、外国籍個人の免税手当	<ul style="list-style-type: none"> 関連要件を満たせば、外国籍従業員は住宅手当、言語研修費、子女教育費などの手当に対する免税優遇政策を適用できる。 外国籍居住者個人は特別追加控除の適用をも選択することができる。ただし、一旦選択した場合、同一課税年度において変更してはならない。 	
3、年次賞与	<ul style="list-style-type: none"> 居住者個人が取得した年次賞与は分離課税（即ち、賞与を12か月で割った金額に基づき、総合所得月次税率表を適用して計算する）できる。 また、居住者個人は年次賞与を当期総合所得に合算して、計算・納付することができる。 	

3つの特別追加控除基準の引き上げ

特別追加控除基準の更新に関する概要は下記のとおりである。

控除項目	従来の控除基準	更新後の控除基準
1、子女教育	子女1人あたり毎月1,000人民元	子女1人あたり毎月 2,000人民元
2、3歳以下の乳幼児の養育	子女1人あたり毎月1,000人民元	子女1人あたり毎月 2,000人民元
3、高齢者扶養	一人っ子	毎月 3,000人民元
	非一人っ子	兄弟姉妹全員で毎月 3,000人民元 の控除額を配賦し、1人あたりの配賦額は毎月 1,500人民元 を超えてはならない。

上記3つの更新後の控除基準は、**2023年1月1日**まで遡及して適用される。

同通知が公布される前に既に当期の関連特別追加控除を申告した納税者に対して、2023年9月から、システムでは引き上げられた後の特別追加控除基準に基づき納付すべき個人所得税額を計算し、既に過大納付した税額は当期の翌月以降の未払税額と自動的に相殺することができる。相殺しきれない場合、2023年度の総合所得確定申告の際に引き続き相殺することができる。

(注：個人所得税特別追加控除に関するその他の管理事項は、従来の政策文書に基づき実施される。詳細はKPMG「チャイナタックスアラート」[2018年12月第29回](#)及び[2022年4月第7回](#)を参照すること。)

KPMGの所見

上述の個人所得税優遇政策は、間違いなく多くの企業及び個人納税者に恩恵をもたらすこととなる。企業及び個人納税者は税制優遇を享受すると同時に、税務当局が今後下記の分野における税務コンプライアンス管理を強化する可能性があることにも留意する必要がある。

- 年次賞与及び株式インセンティブ所得に関する個人所得税の徴収の強化
- 株式インセンティブプランの税務届出管理の強化
- 外国籍従業員の手当に対する免税優遇政策の適用管理の強化

- 特別追加控除情報の管理の強化

源泉徴収義務者及び個人納税者は上述の個人所得税優遇政策を適用する際、下記の事項に注意する必要がある。

➤ 株式インセンティブプランを実施する企業

- 株式インセンティブに係る税務届出コンプライアンス・スケジュール及び標準化操作プロセスを策定し、企業の株式インセンティブに関するコンプライアンス申告要件を規範化する。
- 新規で権利付与、権利確定、権利行使が発生した際に株式インセンティブに係る税務届出手続を適時に完成する。
- 株式インセンティブの税務処理に対してヘルスチェックを行い、既存のプロセスを改善する。

➤ 外国籍従業員を雇用する企業

- 手当に対する免税優遇政策を適用していない外国籍従業員がいる場合、その報酬構成をレビュー・調整することで、従業員の全体的な税負担及び企業コストを削減することができる。
- 既存の外国籍従業員の手当に対する免税優遇政策及びその操作プロセスをレビューし、漏れを確認し、不備を補う。
- 必要に合わせて、租税効率を向上させるために、企業既存の外国籍従業員の手当に対する免税政策文書を更新する。

➤ 特別追加控除の記入に関する注意事項

個人納税者	<ul style="list-style-type: none"> 当期の特別追加控除を申告していない場合、即日から携帯電話の「個人所得税」アプリ又は源泉徴収義務者を通じて申告を行い、特別追加控除を適用することができる。 新政策が公布される前に当期の特別追加控除を既に申告した場合、システムは自動的に調整後の控除基準に基づき税額を計算する。以前に過大納付した税額が当期の残りの月数で相殺しきれない場合、2023年度の総合所得確定申告の際に相殺することができる。 高齢者扶養の特別追加控除を適用する非一人っ子納税者は、配賦額で調整がある場合、「個人所得税」アプリ又は源泉徴収義務者を通じて新たな配賦額を適時に申告する必要がある。
源泉徴収義務者	<p>新政策の変更による影響を受ける中国籍及び外国籍従業員とのコミュニケーションを適時に行い、下記従業員に対して、可能な限り早く減税優遇を享受するために、「個人所得税」アプリを通じて関連控除情報を更新されるよう注意喚起することを推奨する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 関連する特別追加控除を申告していない従業員 高齢者扶養の特別追加控除の配賦額を更新する必要のある従業員

納税者は、申告した特別追加控除情報の真実性、正確性及び完全性に対して責任を負うべきである。また、源泉徴収義務者は、納税者から提供された特別追加控除情報が実情にそぐわないことを発見した場合、納税者に適時に修正することを要求することでき、かつ納税者が修正を拒否した場合に管轄税務機関に報告しなければならない。企業は関連する特別追加控除情報の収集・管理措置をさらにレビュー・改善し、関連する内部管理政策及び操作プロセスを適時に最適化することで、税務リスク予防を強化し、総合管理効率を向上させる。

実務上でご不明な点等がございましたら、何時でもお気軽にKPMGまでお問い合わせください。

別表：個人所得税の特別追加控除（2023年1月1日から「高齢者扶養」、「子女扶養」、「3歳以下の乳幼児の養育」の控除基準が引き上げられた）

項目	控除要件		控除基準	控除対象	控除適用期間
子女教育	就学前教育	満3歳	子女1人あたり毎月2,000人民元	父母のどちらか一方が全額控除するか、又は双方がそれぞれ50%控除するかを選択する。	子女が満3歳となる月から全日制学歴教育修了月まで（子女が国外で教育を受ける場合を含む。ただし、証明資料の提出が必要である。）
	義務教育	小中学校			
	高校教育	普通高校、中等職業教育、技術労働者教育			
	高等教育	専門学校、大学、修士、博士			
継続教育	学歴継続教育	中国国内で教育を受ける	毎月400人民元	本人が控除する。	入学した月から継続教育修了月まで。同一学歴（学位）の控除期間は48か月を超えてはならない。
	職業継続教育	資格証明書を取得する	3,600人民元		証明書を取得した年度
重病治療支出	個人負担（社会医療保険目録範囲内の自己負担分）の15,000人民元を超えた部分		80,000人民元以内で実費に基づき控除する	本人と配偶者のどちらか一方が控除する。本人が未成年者である場合、両親のどちらか一方が控除することができる。	医療費が実際に発生した年度
住宅ローン金利	一軒目の住宅ローン金利		毎月1,000人民元	夫婦のどちらか一方が控除する。住宅家賃控除と同時に適用できない。夫婦が結婚前にそれぞれ購入した関連規定に適合する住宅である場合は、それぞれ50%控除するか、又はどちらか一方を指定して全額控除するかを選択できる。	ローン契約で合意した返済開始月から全額返済した月又はローン契約が終了した月まで。控除期間は最大240か月を超えてはならない。
住宅家賃	主要勤務先に住所を有さず、住宅を賃借して発生した家賃	直轄市、省都（首府）都市、計画単列都市	毎月1,500人民元	夫婦が同一都市に勤務する場合、どちらか一方が控除する。住宅ローン金利控除と同時に	賃貸借契約（合意）で合意した住宅賃貸開始月から賃貸

		人口100万人超	毎月1,100人民元	適用できない。	終了月まで、実際の賃貸期間に準ずる。
		人口100万以下	毎月800人民元		
高齢者扶養	60歳（60歳を含む）以上の両親及び子女がすべて他界した祖父母、外祖父母	一人っ子 非一人っ子	毎月 3,000人民元 兄弟姉妹全員で毎月 3,000人民元 の控除額を配賦し、1人あたりの配賦額は毎月 1,500人民元 を超えてはならない。	本人が控除する。	被扶養者が満60歳となる月から扶養義務が終了する年度末まで
3歳以下の乳幼児の養育	3歳以下の乳幼児		子女1人あたり毎月 2,000人民元	父母のどちらか一方が全额控除するか、又はそれぞれ50%控除するかを選択できる。	乳幼児が生まれた月から満3歳となる月の前月まで

お問合せ先

華北地域

Li Lisa 李輝

Partner パートナー

Email: lisa.h.li@kpmg.com

Tel: +86 (10) 8508 7638

華中・華東地域

Hayashida Hironori 林田 弘徳

Partner パートナー

Email: hironori.hayashida@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 2286

Xu Jie 徐潔

Partner パートナー

Email: jie.xu@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 3678

Wang Zhewei 王哲蔚

Partner パートナー

Email: zhewei.wang@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 2717

Morimoto Tadashi 森本 雅

Partner パートナー

Email: tadashi.morimoto@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 2322

Mokuta Masakazu 垣田 正和

Partner パートナー

Email: masakazu.mokuta@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 2247

華南地域

Inanaga Shigeru 稲永 繁

Partner パートナー

Email: shigeru.inanaga@kpmg.com

Tel: +86 (20) 3813 8109

Chen Vivian 陳蔚

Partner パートナー

Email: vivian.w.chen@kpmg.com

Tel: +86 (755) 2547 1198